平成２４年（フ）第２４号
栃木県大田原市薄葉1998番地227
債務者　茂岡　恒夫
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１８５３号
横浜市瀬谷区北新23番地７
債務者　小野　葉子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝井　知子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月16日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３号
栃木県足利市利保町２丁目２番地22
債務者　山口　一郎（旧姓後閑）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　雄介
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６９号
静岡県浜松市東区小池町1485番地の４
債務者　鈴木　秀夫
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　祐介
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
静岡県浜松市中区和合町315番地の222
債務者　内山　清一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
静岡県浜松市中区和合町315番地の222
債務者　内山のり子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
栃木県小山市犬塚１丁目５番地10　ハイツ花梨201号
債務者　堀　　秀子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須黒　延佳
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２５７号
神奈川県藤沢市藤沢831番地の17
債務者　亀田　浩美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　康孝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５８号
横浜市中区麦田町１－２　ヒルサイドコンドミニアムⅡ204、住民票上の住所神奈川県藤沢市藤沢831番地の17
債務者　亀田　千尋
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　康孝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９０号
広島市佐伯区河内南１丁目25番４号
債務者　増田　政己
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　破産債権の届出期間　平成25年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１号
宮崎市源藤町源藤863番地22
債務者　山口　信一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６号
愛知県犬山市大字富岡字南洞923番地
債務者　榊間　勝彦
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６６号
北海道檜山郡江差町字新地町27番地の18
債務者　磯田　英人
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　了導
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足872番地の１
債務者　麻生　千利
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３５号
北海道根室市宝林町４丁目409番地９
債務者　森　亜希菜
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
釧路地方裁判所根室支部